

★安全性優良事業所認定事業（Gマーク）に対する助成金交付要綱

（令和7年度）

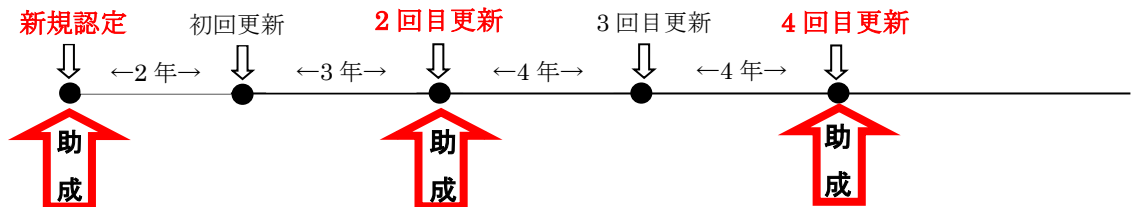
公益社団法人長野県トラック協会

（目的）

第1条 この要綱は、公益社団法人長野県トラック協会（以下「県ト協」という。）の会員事業者（以下「会員」という。）が安全性に対する法令の遵守、事故防止・交通違反防止の取組及び安全性に対する各種取組を積極的に行うことにより、貨物自動車運送事業に対する国民・県民の理解と信頼を得るため、国土交通大臣指定全国貨物自動車運送適正化事業実施機関である公益社団法人全日本トラック協会が実施する「安全性優良事業所認定制度（通称：Gマーク認証制度）」の認定を取得（新規認定または継続認定）した場合、今後の事業の安全性を継続するための費用の一部として県ト協が一般会計から助成することにより、安全性優良事業所認定を取得する事業所数を増やすことを目的とする。

（助成対象者）

第2条 助成の対象者は、会員であって、本年度の貨物自動車安全性評価事業における評価において、**新規に安全性優良事業所に認定された事業所、2回目又は4回目の更新が認定された事業所を有する者を対象とする。**



（助成額）

第3条 新規に認定された者については、50,000円、2回目又は4回目の更新認定者については、20,000円を助成する。

2 申請は、認定を受けた県内に在籍する営業所単位で会員が申請するものとする。

（交付申請）

第4条 助成金の交付を受けようとする会員は、県ト協所定の別紙「安全性優良事業所」認定助成金交付申請書（様式1）に必要書類を添付して、県ト協会長に対して申請するものとする。

但し、**申請の最終締め切りは、令和8年2月末日とする。**

（助成金の交付）

第5条 県ト協は会員から前条による申請を受けた場合は、その内容を確認し適正と認めるときは会員へ助成金の交付を行う。

（助成する条件）

第6条 申請時において、協会費の滞納期間が3ヶ月以上又は滞納額が50,000円以上ある会員には助成を行わないものとする。

(助成金申請に関する調査協力義務)

第7条 助成金の交付を受けた会員は、県ト協から要請があった場合には、当該申請に係る添付書類原本及び関係帳簿等を開示しなければならない。

(助成金の返還)

第8条 県ト協は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他県ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員については、県ト協が行う助成事業全てに係る申請の受付及び交付決定は、当分の間行わないものとする。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、別にこれを定める。

(附則)

本要綱は、令和7年4月1日より施行する。但し、当面の間の施行とする。